

一般社団法人 日本質量分析学会 講師謝礼規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本質量分析学会（以下「本会」という）によって運営される研究会発表会、講演会、講習会、部会・談話会等の事業において、本会より依頼を受けた本会の会員及びそれ以外の者が講師として行う講演に対する謝礼の支給については、この規程の定めるところによる。

(適応事業)

第2条 本規程は、本会より依頼を受けた本会の会員及びそれ以外の者が講師として講演を行う、本会が運営する全ての事業に対して適応される。

(総合討論会、BMS コンファレンス、各部会研究会等の講師謝礼)

第3条 総合討論会、BMS コンファレンス、各部会研究会等における講師謝礼は、以下に掲げる金額を上限とし、各行事の運営責任者が決定する。

1 時間まで

通常の招待演者 15,000 円（額面金額，消費税込）

特に社会的評価の高い者 50,000 円（額面金額，消費税込）

- 2 特に社会的評価の高い者とは、国際的に著名な賞の受賞者、社会的に著名な者、他学協会・団体等の長にありその地位により講演を依頼された者、またはこれらに相当する高い評価を本学会外で受けている者を言う。
- 3 講演時間が1時間を相当越える場合は、30分あたり5,000円を目途に講演時間に応じて増額することができる。
- 4 原則として、第3条1項の金額から所得税等必要な税額を差し引いて講師に支払うものとする。
- 5 第3条1項の行事で本会会員が講師として講演を行う場合は、原則として謝礼は支払わない。

第4条 講師の所属する機関等において、その受取る謝金が当該機関の倫理規定等で制約されており、その上限が本規定を下回ることが講演者の申告により明らかな場合、第3条に定める金額に関わらず、当該倫理規定等に準拠した金額を上限とする。

第5条 討論会の運営に当たり、第3条に定める金額を超えて講師謝礼を支払う必要があると判断された場合は、社会通念上妥当な範囲で会長が決定する。

(講習会)

第6条 本会が運営する講習会における講師謝礼は、以下に掲げる金額とする。

講習時間5分あたり2,000円（額面金額，消費税込）

- 2 講習時間には質疑応答の時間を含み、受講者に提示したプログラムの講習時間によって計算し、5分未満は切り捨てる。
- 3 テキストの原稿料を含む。
- 4 原則として、第3条1項の金額から所得税等必要な税額を差し引いて講師に支払うものとする。
- 5 第6条1項の行事では、原則として本会会員にも上に掲げる謝礼を支払うこととする。

(改廃)

第7条 本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

本規程は、一般社団法人日本質量分析学会としての登記の日より施行する。